

上富良野町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 上富良野町(以下「甲」という。)及び借主 (以下「乙」という。)は、第2条に掲げる普通財産(住宅)(以下「住宅」という。)の貸付けについて、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(住宅)

第2条 甲は、町が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	住所	建築年	構造	面積
上富良野町お試し暮らし住宅 (号)	空知郡上富良野町 旭町4丁目3番 号	昭和53年	木造平屋 建	58.32 m ²

(契約期間)

第3条 契約期間は、10日以上3ヶ月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期	平成 年 月 日 から	日間
終期	平成 年 月 日 まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

(住宅使用料)

第4条 住宅の使用料は、下記のとおりとする。

期間	金額(消費税込み)	摘要
5月～10月	2,000円/日	30日以上利用する場合は貸付料を10%引きとする。
11月～4月	2,500円/日	

2 乙は前項の使用料を前納により甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 第1項の使用料は、住宅借上料、光熱水費(電気料、ガス代、灯油代、上下水道)、放送受信料、消費税を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、乙の負担とする。

(維持管理)

第5条 乙は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、現状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担とするものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第7条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第8条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれの1通を保有する。

平成 年 月 日

貸主(甲) 住所 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

氏名 上富良野町長 向山 富夫 印

借主(乙) 住所

氏名 印